

1 人口動態保健所・市区町村別統計について

(1) 人口動態保健所・市区町村別統計

「人口動態保健所・市区町村別統計」は、人口動態統計として公表している各事象（出生、死亡、死産、婚姻及び離婚）について、国勢調査の年を中心とした5年間の日本における日本人のデータ*1を基に、保健所及び市区町村（区は特別区及び行政区としている。以下同じ。）ごとに作成したものであり、昭和58年～62年を初回とし、今回が7回目*2である。

本概況は、平成27年を中心とした平成25年～29年の人口動態統計（確定数）の出生数及び死亡数、並びに平成27年国勢調査による日本人人口（確定数）を基に、出生に関する指標である合計特殊出生率と、死亡に関する指標である標準化死亡比について市区町村別に作成したものである。

なお、市区町村別の合計特殊出生率及び標準化死亡比は、人口規模の小さい地域では、出生数や死亡数の少なさに起因して数値が不安定となるため、小地域の指標の推定に有力なベイズ推定を用いて推定した。

*1 日本に住んでいる日本人に係る日本において発生した各事象の全数（前年以前に発生したものを除く。）を対象としている。

*2 公表の遅延：複数の都道府県において平成29年以前の人口動態統計に係る調査票の報告漏れ（平成31年3月29日公表）の存在が判明したことに伴い、当該報告漏れ分を反映した人口動態統計のデータ確定後に集計作業を行ったため、公表が遅れたものである。

(2) 対象市区町村について

本概況における市区町村は、平成29年12月31日時点のものである。

また、その対象は、人口動態統計の観察対象範囲に含まれる同時点における1,896市区町村のうち、東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故に伴う避難指示区域に指定された市町村などの被災地域において、平成27年国勢調査人口が過少であるいくつかの市町村を除いている。

○合計特殊出生率の市区町村数：1,885

※平成27年国勢調査における15～49歳女性人口が過少である11市町村（宮城県1町（牡鹿郡女川町）及び福島県10市町村（南相馬市、双葉郡広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び相馬郡飯舘村））を除く。

○標準化死亡比の市区町村数：1,888

※平成27年国勢調査における全年齢の人口が過少である福島県の8町村（双葉郡檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び相馬郡飯舘村）を除く。

表章記号の規約

… 計数不明又は計数を表章することが不適當な場合